

令和 7 年 第 1 回 定例会 (3 月) 02 月 21 日－02 号

◆ 4 番 (内田昇議員) 議席番号 4 番、内田 昇、令和会を代表して質疑をさせていただきます。

昨年の総務常任委員会の行政視察の出発の前日だったんですが、私自身がコロナに感染しまして、視察直前にキャンセルしたという体験をしました。大変にご迷惑をおかけいたしました。

そういうわけではございませんが、これから質疑に入らせていただきます。

議案番号第 12 号議案 令和 6 年度加須市一般会計補正予算 (第 6 号)、新型コロナウイルスワクチン接種事業について。

1 つ目、給付手続の流れ、決定のフローに、地元医師会への相談や情報提供、そういうところが含まれていないのはなぜか、ご説明をいただきたいと思っています。

○田中良夫議長 松永健康スポーツ部長。

(松永勝也健康スポーツ部長 登壇)

◎松永勝也健康スポーツ部長 ご質疑にお答えします。

予防接種健康被害救済制度の手続の流れにつきましては、厚生労働省の新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種後の健康被害救済事務手引きにより、明確に示されております。市は、申請を受理した後は、手引きに従い、市の条例により設置する予防接種健康被害調査委員会を開催し、申請内容を医学的な見地から、疾病の状況等や診療内容の調査等を行います。

本市の委員会の委員構成は、加須保健所長及び加須医師会から推薦をいただいた内科医と小児科医のそれぞれ 1 人、それと市職員 2 人の合計で 5 人となっております。したがって、加須医師会から推薦を受けた医師 2 人が、予防接種健康被害調査委員会の委員となっておりますことから、加須医師会の医師の意見を聞きながら審議を行っているものと考えております。

○田中良夫議長 内田議員。

◆ 4 番 (内田昇議員) ただいま答弁をいただきました。

私はこの議案説明資料のほうを見て質問をさせていただいております。この予防接種健康被害救済制度は、不可避免的に生じるものであるためといった理由で、死亡一時金の申請が出され、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方に給付金が交付される、こういう仕組みであることから、その申請に

関しては請求者は家族で、その認定審査会で因果関係を判断するとなっております。ただし、厳密な医学的な因果関係までは必要としないとありますが、基になる書類自体は病状を記したカルテを基に、主治医が作成するわけです。決定のプロセスに医師が入っていないのが、説明資料としては分かりづらい。多額の給付をするのでありますから、疑問を持たれないような説明資料の作成を要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○田中良夫議長 松永健康スポーツ部長。

◎松永勝也健康スポーツ部長 代表者会議に提出した資料のほうには、先ほど申し上げました予防接種健康被害調査委員会が入っていたんですが、厚生労働省が出してありました絵のほうには、その部分が抜けておったので、分かりづらいかと思ひまして、代表者会議のほうには、それを入れた形で示させていただきました。

そういうことをご理解いただきたいと思います。

○田中良夫議長 内田議員。

◆4番（内田昇議員） ご答弁をいただきました。ありがとうございます。

それでは2つ目、予防接種健康被害救済制度に申請している人数を、埼玉県及び国に分けて伺います。加須市についても、追加して伺います。

○田中良夫議長 松永健康スポーツ部長。

◎松永勝也健康スポーツ部長 再質疑にお答えします。

新型コロナワクチン接種による健康被害の進達件数は、令和7年1月31日現在、加須市で3件、埼玉県では506件、国では1万2,859件でございます。以上です。

○田中良夫議長 内田議員。

◆4番（内田昇議員） 加須市で3件、これはそんな数字なのかなと、大変お気の毒です。県で506件、国では約1万2,000件、非常に多い件数だなというふうで、びっくりいたしました。

新型コロナウイルスというのは、先ほども私感染したということで、新型であるために、地球規模のパンデミックに対応して、次々に対応策が出され、国民または市民にとっては、非常にその制度が分かりづらいと。次々に出されたものですから、この経験を生かして、市民に対しては分かりやすい丁寧な告知をお願い申し上げまして、質疑を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。